

(様式3の2)

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の 一部を改正する条例(案)の背景・経緯等

つくば市生活環境部廃棄物対策課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

「つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」では、土砂等の埋め立て等事業の規制を行っているが、事業者及び工事施工者に関する資格要件がなかった。このため、事業者及び工事施工者に対する欠格事項を設けることを目的に条例の一部を改正する。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

土浦市、牛久市及び下妻市など近隣の自治体において、近年、同様の条例改正を行っている。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

まちづくりの理念「Ⅲ環境にやさしく、次世代へつなぐまち」

○ 関係法令及び条例等

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

今回の改正で、条例に基づく埋立て等事業の許可の申請を行う事業者及び工事施工者に対する資格要件を設けることにより、住民に不安のない良好な生活環境の確保及び災害の防止が図れる。

概要版

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(案)

○ 改正の目的

「つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」では、土砂等の埋め立て等事業の規制を行っていますが、事業者及び工事施工者に関する資格要件がありませんでした。

このため、事業者及び工事施工者に対する欠格事項を設けることを目的に条例の一部を改正します。

○ 主な改正事項

	改正点	内容
欠格事項の追加	【第6条第1項】 事業の許可基準として、第5号を加えます。	<p>条例に基づく土砂等の埋立て等事業の許可の基準として、事業者及び工事施工者が以下の項目に該当しないことを加えます。また、この条件は、事業者及び工事施工者が法人であるとき、その役員に対しても適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行後、5年を経過しない者 ・ この条例, その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例などにおいて罰金の刑に処せられ、その執行後、5年を経過しない者。 ・ この条例の規定による許可を取り消され、5年を経過しない者 ・ この条例の規定による命令を受け、措置が完了していない者 ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
その他	【第11条第1項】 監督処分の追加	<p>条例の規定に基づく事業の許可後に、今回改正される第6条第1項第5項に規定される内容に至った場合、許可の取り消しなどの処分の対象になる。</p>

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(ア) この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例の規定に違反したこと。</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。</u></p> <p><u>(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。</u></p> <p><u>(エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。</u></p> <p><u>(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。</u></p> <p><u>エ 第11条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係るつくば市行政手続条例(平成9年つくば市条例第51号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</u></p>	<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)―(4)（略）</p>

オ 第11条第1項の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 （略）

第7条—第10条 （略）

（監督処分）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)—(3) （略）

(4) 第6条第1項第5号アからサまでのいずれかに該当するに至った者

2 （略）

第12条 （以下略）

2 （略）

第7条—第10条 （略）

（監督処分）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)—(3) （略）

2 （略）

第12条 （以下略）